

殿

次の4点を確認の上、口にレ点を付けてください。

- ☐ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、富山県の求めに従いその金額を即時返還します。
- ☐ 私は富山県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

富山県私立高等学校等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所 (保護者等住所)	〒	ふりがな	
		申請者氏名 (保護者等氏名)	
高校生等との関係	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 高校生等本人 ・ その他 ()		

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下同様）。

【対象となる高校生等について】

ふりがな				生年月日		昭和 平成		年		月		日	
氏名 (高校生等氏名)													
在学 する 学校	学校の名称	私立 学校											
		学校の種類・課程・学科：											
	学校の所在地	都道 府県						市区 町村					
		学校設置者の 名称											
過去の高等学校等 における在学期間		学校名 立				年 月 日 ～ 年 月 日				学校の種類・課程・学科			
		在学時に奨学のための給付金を受給した回数				☐ なし ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 4回 ☐ 不明							
		学校名 立				年 月 日 ～ 年 月 日				学校の種類・課程・学科			
		在学時に奨学のための給付金を受給した回数				☐ なし ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 4回 ☐ 不明							
		学校名 立				年 月 日 ～ 年 月 日				学校の種類・課程・学科			
		在学時に奨学のための給付金を受給した回数				☐ なし ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 4回 ☐ 不明							

【同意事項】 ※該当する口にレ印をつけてください。

↓ 同意しないに☑

富山県私立高等学校等奨学給付金の申請及び受領に関する一切の権限を学校設置者へ委任します。	☐ 同意する	☐ 同意しない
--	-------------------------------	--------------------------------

【添付書類】 ※添付した書類の□にレ印をつけてください。

生活保護世帯	☐ 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書又は生徒本人の個人番号カードの写し等（ただし、外国人の場合と県内の町村在住の場合は必ず生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書を提出）
非課税世帯 専攻科低所得世帯 専攻科多子世帯	☐ 保護者等の当該年度の課税証明書等（前倒し給付の場合は前年度の課税証明書等） ※専攻科多子世帯として申請する場合、生計維持者全員の市町村民税上の扶養親族を記載した扶養親族申告書を扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等とともに添付してください。

～生活保護世帯の場合は、以上で記入は終了です。～

※裏面は生活保護世帯の場合記入不要です。

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入等の状況について】

(1) 次の者の課税証明書等及び(記入上の注意【生計維持者の収入等の状況について】ホに該当する場合)扶養親族申告書を提出します。

①	☐	親権者(両親)2名分
②	☐	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等 ・(専攻科のみ)満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。
③	☐	未成年後見人 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等)2名分 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等 【扶養誓約欄】 私と高校生等は、基準日現在(7月1日※前倒しの場合は4月1日)において、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。 申請者(生計維持者)氏名
⑥	☐	高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合
⑦	☐	課税証明書等を提出しません。 所得確認の対象が高校生等本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする。

(2) 課税証明書等を添付する者の氏名及び対象生徒との続柄を記入してください。※上記⑦を選択した場合は記入不要

氏名	高校生等との続柄	氏名	高校生等との続柄

【生業扶助(高等学校等就学費)を受けていないことの誓約】

私の世帯は、7月1日現在(前倒し給付の場合は4月1日現在)、生活保護法第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していないことを誓約します。

申請者氏名

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ （1）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
（1）②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、（1）⑤及び⑥並びに⑦の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ハ （1）①、③又は④に該当するときは、保護者全員の課税証明書等を添付してください。
- ニ （1）⑤又は⑥に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【生計維持者の収入等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生計維持者とは、
- ①生徒に父母がいる場合
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
- ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
- （1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
- （2）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- （3）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- （4）そのほか、社会的養護が必要と認められる者
- ロ 【生計維持者の収入等の状況について】①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。
- ハ 【生計維持者の収入等の状況について】②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。
②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を提出できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。
- ニ 【生計維持者の収入等の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。
- （注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。
- ホ （専攻科の場合）生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上（専攻科多子世帯）に該当する場合は、生計維持者全員の市町村民税上の扶養親族を記載した扶養親族申告書を扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等とともに添付してください。

留意事項

- 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合は、補助対象外となります。